

TAMKANG JAPANESE JOURNAL NO.32

CONTENTS

Department Address	Lin Emeritus Professor conferment ceremony of Dec. 9, 2015	1
Research Articles		
Yang, Hsiu-mei	A study on the "UFOgakushironioriru" of Haruki Murakami: a revival story of Komura	5
Wu, Ming-Sui	The collaborative action research of the improvements in final Japanese oral exam mechanism for college freshmen	25
Special Contribution		
	Department symposium articles & reports of Jun., 2015 and another articles	51
Publication Address		
Ochiai Yuji	Upon the publication of No.32	269

DECEMBER 2015

THE DEPARTMENT OF JAPANESE LITERATURE AND
LANGUAGE, TAMKANG UNIVERSITY, TAIPEI
TAIWAN

TAMKANG JAPANESE JOURNAL

淡江日本論叢

NO. 32

第三十二輯(抽印本)



淡江大學 日本語文學系 印行

PUBLISHED BY

THE DEPARTMENT OF JAPANESE,
TAMKANG UNIVERSITY, TAIPEI,
TAIWAN, REPUBLIC OF CHINA
DECEMBER 2015

中華民國一〇四年十二月

【報告】

傳到 SAMURAI 國度的「美國」——論日本的民主主義——

大川真

吉野作造記念館館長

主旨

有關日本引進民主主義的歷史，一般多從第二次大戰後開始論起。本文擬揮別這種常識，而將焦點放在幕末明治期的日本是如何接受有關民主主義的制度及思想，特別是扣緊當時是如何理解作為議會政治基礎之凝聚意見的方法（「決議方式」）這個問題來討論。在議會制度方面英國的上下議院制很早就被介紹到日本，但是卻看不到有關決議方法及推選代表手續方面的介紹。而這方面的介紹則是關於新興共和國美國的記載。正木雞窗在《美理哥國總記和解》書中介紹了代議制及總統制，這本書所關注的重點不是放在議員透過多數決制來決議，而是議員扮演了「評議」的角色。這樣的理解在明六社成員神田孝平身上也有共通之處，神田試圖在決議上找出由代表評議之後再進行全體一致決議的正當性。以全體一致作為基礎的議會政治或許會被認為制度尚未成熟，但是為了獲得利益關係人全體的共識，在歷史上具有進行履行責任追究及反覆研議的可能性亦是事實。

關鍵字：美國 議會政治 共和制 總統制 民主主義

“America” Brought into the Samurai Nation: What is the
Japanese Democracy?

Okawa Makoto

Director, Sakuzo Yoshino Memorial Museum, Japan

Abstract

It is often believed that democracy was introduced to Japan after WWⅡ. This paper, totally different from the kind of understanding, focuses on how the systems and thoughts of democracy were accepted in the late Edo and Meiji Japan, especially on how the ways of collecting opinions (“how to take a vote”), which is the principle of parliamentary politics, were discussed. British upper and lower house system was introduced to Japan in the early stage, no explanation of the ways of voting and procedures to choose the delegates in Britain, however, can be found in the discussions in the period. They were, instead, found in the descriptions about the United States of America, a newly emerging republic then. *Amerika-koku Souki Wakai (Japanese Translation of General Views on America)*, written by Masaki Keiso, introduced the representative system and presidential system. It is worth noting that Masaki comprehended the main role of the representatives as someone who were responsible for participating discussion, not for voting under the majority vote rule. He shared the understanding with Kanda Takahira, a member of Meirokusha, who argued that the representatives were expected to reach unanimous decisions through their discussions. It might appear that parliamentary politics was not mature enough if unanimous decisions were required. It is the fact, however, that the argument for Japanese democracy traditionally included the possibility of the achievement of accountability and deliberation in order to reach consensus among the all stakeholders.

Keywords: United States of America, Parliamentary Politics, Republic, Presidential System, Democracy

サムライの国に持ち運ばれた「アメリカ」

—日本のデモクラシーを考える—

大川真

吉野作造記念館館長

要旨

日本の民主主義の導入の歴史は第二次大戦後から語られることが多い。本稿はかかる通念とは決別し、幕末明治期の日本で民主主義に関わる制度や思想がどのように受容されたのか、特に議会政治の根幹をなす、意見集約の方法（「決め方」）がどのように理解されたのかに焦点を絞り論じたものである。ところで議会制に関してはイギリスの上院下院制がいち早く紹介されているが、議決の方法や代表選出の手続きについての紹介は見られない。これらが紹介されるのは新興の共和国であるアメリカについての記述である。正木雞窓『美理哥国総記和解』では代議制や大統領制が紹介されるが、この書で注目すべきは、議員は多数決制による議決をメインにするのではなく、「評議」を役割としているという正木の理解である。こうした理解は明六社メンバーである神田孝平にも共通し、神田は議決において、代表者による評議を行った上で、全会一致による決定に正当性を見出す。全会一致をベースにした議会政治は未成熟なものに思われるかもしれないが、ステークホルダー全員のコンセンサスを得るために、アカウンタビリティの履行や熟議がおこなわれる可能性を歴史的に有してきたのも事実である。

キーワード：アメリカ 議会政治 共和制 大統領制 民主主義

サムライの国に持ち運ばれた「アメリカ」

—日本のデモクラシーを考える—

大川真

吉野作造記念館館長

1. はじめに一岐路に立つ民主主義

日本の民主主義（デモクラシー）¹は岐路に立っている。

小泉純一郎、橋下徹、安倍晋三らによるポピュリズム²政治の台頭³は、多数の暴政（TYRANNIE DE LA MAJORITÉ）というトクヴィルの警告通り⁴の事態を招き、社会的マイノリティに対する不寛容と排他主義的なナショナリズムを助長することとなった。また「お任せ民主主義」に見られるごとく、日本ではシティズンシップが極度に低下しているが、果たして現在のように民主性に重心を置いた政策システムでは政治の機能不全を引き起こすのではないかという意見も

¹ 周知の通り、デモクラシーはギリシャ語の demos（民衆）+ kratia（支配）に由来し、日本語訳としては、民衆支配、民主政体、民主制（政）などの語が適当であるが、人口に膾炙した「民主主義」という語を用いる。なお民主主義という訳語の問題については、白井厚『社会思想史断章』第二章「民主主義」という訳語について」（日本経済評論社、1989年）、狭間直樹「民主」とデモクラシー」（京大広報 619号、2007年）野口忠彦「民主主義」は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説」（1）～（4）（拓殖大学政治経済研究所編『政治・経済・法律研究』12（1）（2）、13（1）（2）、2009～2011年）、同「訳語「民主主義」使用の一般化」（『政治・経済・法律研究』16（1）、2013年）などが有益。なお野口氏は、前尾繁三郎が1958年に書いた文章（「民主主義という言葉」）を引用し、democracyの訳語として「民主主義」という語が最も早く使われた例は、トクヴィル『アメリカン・デモクラシー』の、肥塚竜による1881年の重訳『自由原論』であろうという指摘をしている。

² 言うまでもなくポピュリズム（populism）には様々な定義があり、たとえば「政府が設立された後といえども主権が常に人民（populus）すなわち人民全体の中に不可譲に存在しているという理論」（ティアニー著、鷲見誠一訳『立憲思想』p87、慶応通信株式会社、1986年）という「人民主義」の定義がある。しかしここでは政治家が大衆の関心・欲望を考慮した政策を行い、また大衆からの高い支持や情緒的賛同を根拠にして、時に強引な政治手法も断行する態度を指す。

³ ポピュリズムに関する研究は汗牛充棟の観があるが、最近の研究では、吉田徹『ポピュリズムを考える—民主主義への再入門』（NHKブックス、2011年）が多く示唆を与えてくれる。また橋下人気の背後にある地方政治の問題点を詳細に考察した研究に、砂原庸介『大阪—大都市は国家を超えるか』（中公新書、2012年）がある。

⁴ トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』上下（岩波文庫、2005、2008年）。

ある⁵。近年では、中国の台頭、ジャスミン革命後の中東の混乱、さらに故リー・クアンユーの政治業績を見直す動きもあり、権威型国家、卓越主義（perfectionism）に対して評価する論調も世界的に見受けられる。特に「仁政」「善政」という言葉と概念に慣れ親しんだ東アジア諸国にはその傾向が強い。

日本の民主主義はかつてない苦しい立場に追いやられているが、本稿の目的は民主主義の擁護の論戦を張ることではなく、民主主義が日本においてどのように受容されてきたのかという歴史を紐解くことにある。その際に、デモクラシーが西洋由来、西洋専有物ではないということを明らかにしてきた近年の研究成果は看過できない。個人の自律・自由を核とした西洋型民主主義ではなく、共同体主義（communitarianism）や知的エリートのパターナリズムに基づく東アジア的な価値観の可能性を主張したダニエル・A・ベル⁶、デモクラシーの起源がギリシャではなく、より東方に位置するシリア・メソポタミアの集会デモクラシーにあることを指摘したジョン・キーン⁷、西洋民主主義で涵養されてきた法治主義、説明責任論だけではなく、市民社会や国家ガバナンスの強さも考慮した上でグローバルな政治発展史を構想しているフランシス・フクヤマ⁸らの研究は刮目に値する。ただし日本ではすでに大正時代にこうした指摘がなされていたことを回顧する必要がある。吉野作造と同僚でもあった法制史家の中田薫（1877年～1967年）は次のように述べている。

若しそれ民衆をして政治の上に分前を持たしめよ、民意をして政治の一要素たらしめよとの主義即ち政治的「デモクラシー」（民主主義）に至つては維新の時迄は我国に発達するの機会が

⁵ たとえば村山皓「政策システムにおける説明責任」（『立命館法学』333・334号、2010年5・6号）。

⁶ ダニエル・A・ベル著、施光恒・蓮見二郎訳『「アジア的価値」とリベラル・デモクラシー—東洋と西洋の対話—』（風行社、2006年）。

⁷ ジョン・キーン著、森本醇訳『デモクラシーの生と死』上下（みすず書房、2013年）。

⁸ フランシス・フクヤマ著、会田弘継訳『政治の起源』上下（講談社、2013年）。

無かつたことは事実である。併しこれを以て維新後に於いて欧米から輸入し移植した新思想であると解することあらば、維新そのものゝ歴史と意義とを無視した一大誤謬と云はねばならぬ。何となれば維新の鴻業は幕末に於ける公議輿論の裡に生れ出で明治に於ける輿論政治を産み出したものであるから、主政の復古であると同時に主政の民本化（政治的）である。而して此輿論政治たるや、欧米に於ける自由民権論の模倣でも無ければ、天賦人權説の移植でも無く、又た主権在民論の感染でも無い。公議輿論の力に依て遂行された王政復古の大事業に伴って自発的に発達し来つた維新史の副産物であらう。⁹

※傍点は原文

中田は、人民主権のみならず、人民の政治参加の権利を構成要素から排除した上で、日本におけるデモクラシーの内発的な歴史、すなわち幕末期からの公議輿論の発展史を説いている。一方、政治学者・吉野作造は、主権の問題を棚上げにしつつも、中田とは対照的に、人民の政治参加の権利を主張した。その根拠として挙げられるのが、日本でも大規模化しつつあった民衆の示威行動と、知的、政治的エリート（「精神的貴族主義」）によって教導された輿論の発達であった¹⁰。デモクラシーの力点を善政・仁政主義に置くか、それとも人民の政治参加に置くかの違いはあれども、大正時代には日本のデモクラシーの歴史を繙こうとする知的実験が多く行われ、荻部直氏が論じたように、倫理学者・和辻哲郎も記紀神話のなかに書かれた「衆議」に日本型デモクラシーの源流を見出している¹¹。

⁹ 中田薫「デモクラシーと我歴史」（『中央公論』1919年5月）、pp. 25-26。

¹⁰ 吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」（『中央公論』1916年1月号）、同「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」（『中央公論』1918年1月号）。また吉野の「民本主義」については、拙稿「吉野作造の「民本主義」再考—吉野の考える民衆の政治参加とは—」（『FORUM OPINION』23、2013年）を参照頂きたい。

¹¹ 荻部直『光の領国 和辻哲郎』第2章 古代日本とデモクラシーの発見」参

戦後の政治学が西洋政治学のリニアな移入にほとんど没入するなかであって、彼らが遺した仕事の意義は存外大きかったと考えられる。幕末に広がった公論空間を論じた三谷博氏¹²や江戸の入札から明治の公選制への連続を指摘した水谷三公氏¹³などの研究の先鞭を付けたとも言い得よう。私も日本の民主主義の歴史に対する考察の必要性を感じて本稿を起稿したのであるが、特に焦点を絞りたいのは、民意集約の方法、換言すれば government by the people に関わる「決め方」についてであり、今では代表の手段として一般化された多数決制が日本でどのように受容・反発されたのかという問題である。如上の問題を考えるに際し、大きな示唆を受けたのは坂井豊貴氏による社会選択理論の研究である¹⁴。坂井氏の整理によれば、集約ルールは多数決ルールとスコアリングルールに大きく分かれ、さらに前者には多数決、決選投票付き多数決、繰り返し最下位消去ルール、ヤングの最尤法、後者にはボルダールール、ダウダールールが含まれる。そして、幅広い層からの支持を集めた者が勝者となる点で、スコアリングルールであるボルダールールがもっとも優れた集約方法であるという結論を提示している。多数決制による集約がもっとも民主的であるという思い込みに染まってしまった私たちに与えるインパクトは非常に大きい。

1. 「決め方」の歴史

日本の歴史を振り返ってみよう。どのような意見の集約方法があったのだろうか。この問いに対する通史的な研究はほとんど無いが、唯一挙げられるのが、利光三津夫ほか『満場一致と多数決』（日経新書、1980年）である。この著作では、古代から遡って日本人の集約方法を叙述しているが、大きく①満場一致、全会一致、②多数決、

照（初版、創文社、1995年。のちに岩波現代文庫、2010年）。

¹² 三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動 一』（山川出版社、1997年）、同編『東アジアの公論形成』（東京大学出版会、2004年）など。

¹³ 水谷三公『江戸は夢か』（筑摩書房、1992年）。

¹⁴ 坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か—』（岩波新書、2015年）。

③統裁合議の三つに類型されるという。以下、私見を三点ほど加えたい。

(1) まず決定の前段階としての「調整」「審議」「諮問」が重視され、さらに「衆議」を尽くしたことが決定を行う際の正当性を保障することになる¹⁵。その際の決め方は①もしくは③が優先される。

(2) また決め方は①から③のうちのどれか単独で行われるというのではなく、組み合わせで決定が行われることが多いと思われる。たとえば群臣間で意見が分かれる場合は、君主、領主が③で実質的な決定を行い、つづいて①によって決定の正当性を確保するというケースである。

(3) ②はメインストリームには無かったが、おもに寺院法、一揆などに散見し、江戸時代になると村落社会の意志決定、代表(惣代)決定システム(「多分の儀」)として定着していく¹⁶。ただしコミュニティ成員間の軋轢を防ぐためにも、①の決め方が理想であった(「一味和合」)。

ところで西洋における多数決制についての記述が見られる初めての例と思われるのは、新井白石(1657年～1725年)が1715年に著した『西洋紀聞』の以下の文章である。

大凡エウロパ地方の諸国、其君を立るに、其嗣たるべきもの、すでに定まれるは、論ずるに及ばず。もし嗣いまだ定まらざるは、臣民各其嗣とすべきもの名をしるして出す。其

¹⁵ 既述の通り、合議、衆議に関する通史的な研究はほとんど無いが、古代律令制成立前後の議政官に関する研究として、関見「大化前後の大夫」(『山梨大学学芸学部研究報告』10、1959年)、倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、1997年)、早川庄八『天皇と古代国家』(講談社学術文庫、2000年)。撰関期、院政期の公卿合議制の研究に関しては美川圭『院政の研究』(臨川書店、1996年)。武家の合議制の伝統については、尾藤正英『江戸時代とは何か—日本史上の近世と近代—』第3章「明治維新と武士—「公論」の理念による維新像再構成の試み—」(岩波書店、1992年)などを参照した。

¹⁶ 寺院法については、清田義英『日本法史における多数決原理』(敬文堂、1971年)。一揆研究に関しては、勝俣鎮夫『一揆』(岩波新書、1982年)、呉座勇一著『一揆の原理—日本中世の一揆から現代のSNSまで—』(洋泉社、2012年)などを参照した。

しるせし所の数、多きものを以て、其君となす。君、其臣に官を命ずるも、亦これに同じ。臣民薦めるもの多き人を、挙用ふ。君敢てみづから一官を命ずる事も、あたはず。(中篇)¹⁷

継嗣がない場合に投票によって次期の君主を選ぶというのが当時のヨーロッパで一般的であったという情報は明らかに誤りであるが、続く注で「ヲムランド人の説に「本国には、君をたてず」といふ。周の六卿のごとくに、をの / \ 其事を掌れる官長を立て、治めしむ」という記述があるのが興味深い。当時のオランダは世襲制の総督を実際には君主としながらも連邦共和国であった。白石は洋書経由だけではなく、日本と通商国であったオランダ人から共和制の内実についてヒアリングできた可能性があった。また共和制を周代に引きつけて理解する点は、「共和」という訳語の発案者である大槻磐溪にも共通する。法学者・穂積重遠(1883年～1951年)は、父・陳重が大槻磐溪の次男・大槻文彦から聞いた共和制の訳出に関するエピソードを記録している。

大槻文彦君の談によれば、共和政治という語は、大槻磐溪先生が初めて作られた訳語であるということである。

箕作阮甫先生の養嗣子省吾氏は、弱冠の頃、已に蘭語学に精通しておったが、就中地理学を好んで、諸国を歴遊し、山河を跋涉して楽しみとしておった。

其後和蘭の地理書を根拠として地理学上の著述をなし、「坤輿図識」と題してこれを出版した。氏がこの書を起稿しておった際オランダ語のレプユブリーク(Republiek)という字に出会い、その字義を辞書で求めたところ、君主のない政体をレプユブリークと称するとあった。しかし、国に君主がない政治ということは、当時の我国人に取っては殆んど了解の出来ない事であつた。

¹⁷ 『日本思想大系 新井白石』(岩波書店、1975年)所収、pp. 37-38。

たので、これに対して如何なる訳語を用うべきであるかと思案の余り、氏は当時の老儒大槻磐溪先生を訪ねてその適当なる訳語を問うた。

磐溪先生は対へて言われるには、国として君主のないのは変体ではあるが、支那にもその例がない事もないのである。かの周の時代に、厲王が無道の政を行って、国民の怨を買ひ、遂に出奔した時、周・召の二宰相がともに協力して、十四年の間国王なしの政治をした事が十八史略にも、
於是国人相与畔。王出奔彘。二相周召共理国事。曰共和者十四年（而王崩于彘。）

と見えているから、国王のない政体は、共和政治というが宜しいであろうといわれた。

省吾氏はその教に従うて、レピュブリークに共和政治という訳語を用いられ、これが今に至るまで襲用される事になったのである。¹⁸ ※傍線は大川

君主の存在しない政体は前近代の東アジア世界において理解の困難なものであり、苦心の結果、周の厲王出奔後の、周公、召公による共同統治を表す「共和」という漢語に訳出したという。ただし王無き後の異常事態での統治体制である共和制について好意的に捉えた用例は、幕末以前はほとんど無く、やはり賢君、仁君による統治が望ましいとする考え方が一般的であった。こうしたなかで特異なのは本多利明（1743年～1821年）であろう。本多は『西域物語』（1798年成立）でヨーロッパにおける君主の選出方法を以下のように評価している。

欧羅巴諸国の治道を探索するに、武を用て治る事をせず、只徳を用て治るのみ也。威権を以て治むれば、心底より従ふに非ず。

¹⁸ 穂積重遠『法窓夜話』（有斐閣、1916年）、pp. 200-202。

爰に西洋より地中海を望むの地に、意大利亜と云国あり。都を羅馬と云、此所の帝は欧羅巴の惣主也しが姤なし。今に至る然り。欧羅巴諸国の内より高德を選舉して帝位を継しむ。堯の舜を有莘の野より挙られたるに等し。フルキシングーハンーカヲニングと云て、王を撰ぶと云言葉也。王子たりといへ共、帝業の位に不相応の人物は帝位を継しめず。¹⁹

本多は、「欧羅巴の惣主」が世襲ではなく「選挙」によって選ばれていることを評価している。ここで二つの言葉に注意したい。「欧羅巴の惣主」は、神聖ローマ皇帝、ローマ法皇の二通りの解釈があるが「姤なし」とあるので、ローマ法皇を指すと考えられる。もうひとつは「選挙」という語であるが、「フルキシングーハンーカヲニング」(verkiezing van koning) というオランダ語は本多が正確に訳している通り、王を選ぶという意味であり、堯が舜の徳を見込んで後継者として推挙したことになぞらえていることからしても²⁰、選んで登用するというニュアンスが強く、現在のような election の意味として安直に考えない方が良さそうである。

2. アメリカ議会政治の紹介

世界、特にヨーロッパには君主世襲制ではない政体があり、なかには共和国も存在していることは蘭学、経世家などに知られていた。しかし情報量が圧倒的に増えたのは幕末であり、ペリー来航（1853年）後、アメリカに対する関心が非常に高まった。

もちろんそれ以前に議会政治そのものは知られていた。早い例では青地林宗（1775年～1833年）が1826年に著した『輿地誌略』²¹を

¹⁹ 『日本思想大系 本多利明・海保青陵』（岩波書店、1970年）所収、pp. 98-99。
²⁰ 渡辺浩氏が指摘している通り、当時の日本の先進的な知識人の間では、近代化とは西洋化であると同時に「中華化」であった。すなわち儒教の理想に則った理想的な治政は東アジアではなく、西洋にこそ実現されていると考えられていたのである。同様の事態は、変法派をはじめとした中国の知識人にも見られる（渡辺浩「「進歩」と「中華」—日本の場合」、溝口雄三ほか編『アジアから考える』5所収、東京大学出版会、1994年）。
²¹ 青地林宗は、1823年に、ドイツ人ヒュブナーの書のオランダ語訳『一般地理

挙げることができる。その語厄利亜（イギリス）部に「政府ヲ把尔列孟多ト謂、政臣会集ノ庁トナリ、上下二庁ニ分カツ。」とある。「把尔列孟多」は parliament の音訳である。さらにこの後で、「上庁」はイングランド貴族 204 名とスコットランド貴族 16 名から構成され、「羅児杜」すなわち Lords と呼ばれていること、「下庁」はイングランドより 513 名、スコットランド 45 名より構成され、「昆蒙斯」(Commons) と呼ばれていることが書かれている。ただし一般的にイギリス情報が流布したのは、アヘン戦争で清がイギリスに敗北した後であり、ヨハン・ヒュブネル著『ゼオカラヒー』、『プリンセン』(Pieter Johannes Prinsen, *Geographische oefeningen*) などにかわり最も広く読まれた西洋事情書となった林則徐訳・魏源重輯『海国図志』²²によるところが大きい。

『海国図志』は初版 50 巻本が 1842 年、二版 60 巻本が 1847 年、三版 100 巻本が 1852 年にそれぞれ刊行されているが、日本で広まったのは二版 60 巻本である。『海国図志』が従来の西洋事情書、地理書では考えられないほど多くの武士たちに読まれた大きな要因として、ペリー来航やアヘン戦争での清の敗北を挙げることができよう。また『海国図志』²³は勘定奉行・川路聖謨、老中・阿部正弘の配慮によって、鹽谷宕陰・箕作阮甫による良質の翻刻本(訓点本)が 1854 年より刊行され²⁴、また和刻本のみならず、和解本も刊行されたという出版事情も流布した大きな要因である。国名、地名の他にも、西洋の議会政治やそれに関わる原語に充てられた、未見の新たな漢

学』を翻訳した『輿地誌』を、その 3 年後(1826 年)にその抄本である『輿地誌略』を著している。『輿地誌略』の引用は国立国会所蔵本全 4 冊(請求番号: 寄別 14-1)による。

²² 宮地哉恵子「『ゼオカラヒー』から『海国図志』へ一舶載書籍による西欧政治制度紹介」(『歴史学研究』623 号、1991 年)を参照。

²³ 『海国図志』に関する研究は多くあるが、ここでは、鮎澤信太郎・大久保利謙編『鎖国時代 日本人の海外知識』(乾天社、1953 年)、源了圓「東アジア三国における『海国図志』と横井小楠」(『季刊日本思想史 近代日本と東アジア』60 号、2002 年)を挙げたい。

²⁴ 阿川修三「『海国図志』と日本一塩谷世弘、箕作阮甫の訓点本について」(『言語と文化』23 号、2011 年)を参照。

語²⁵が陸続する『海国図志』に、訓点のみならず一種の日本語翻訳である「和解」が付せられたことは、幕末日本の西洋文明受容の流れに棹を差したと考えられる²⁶。

数種ある和解本のなかで取り上げたいのは、正木雞窓(篤)による『海国図志』の和解本である。正木の経歴に関しては生没年もふくめ不詳な部分が多いが、漢訳西洋事情書の和解を得意としていたようで、『英吉利国総記和解』『澳門月報和解』などを刊行している²⁷。正木の和解本の特徴は、かなり意識した和語のルビを振っていることである。言い換えれば『海国図志』を平易な当時の日本語で翻訳していると言って良い。例えば、『美理哥国総記和解』のなかで「毎年各部の衿着来り集りて城に会し議事庁に至りて一切を商酌せんと欲するに」という一文があるが、「衿着」という漢語に、右側に「きんき」という音読み、左側に「わかものとしより」という和解のルビを振っている。漢語本来は学識のある老人という意味であるが、この一文では各州の代表者が集まって議事をするという文脈であり、代表者に「わかものとしより」というルビを振っているのはあながち的外れではない。私たちはこの和解のルビによって、西洋の政治システムが当時の日本でどのように理解されていたのか、その一端を垣間見ることができる。ここで 1854 年に刊行された『英吉利国総記和解』より、イギリスの下院(庶民院)に関する部分を抄出してみよう。

六百五十八名、おの / \ 各部落に由て殷実老成の者を議し挙
てこれに充るなり。ことし國中ことあるに遇は即ち伝て部民
を集め、国都巴里滿(官舎名)に至て会議し、嗣で各部民の

²⁵ 谷口知子「『美理哥合省国志略』と『海国図志』—国政の訳語とその変遷—」(『関西大学中国文学会紀要』24 号、2003 年)、同「『海国図志』・四洲志』に見られる新概念の翻訳—原書との対照を通じて—」(『或問』81 号、2008 年)

²⁶ 『海国図志』の和刻、和解に関する諸本研究に関しては、阿川修三「『海国図志』と日本—その 2—和刻本、和解本の書物としての形態とその出版意図について—」(『言語と文化』24 号、2011 年)。

²⁷ 『国書人名辞典』3 巻(岩波書店、1993 年)、pp. 367-368。

俱ともに至ることあたわざるに因よて、故ゆへに部落ぶらくごとに各おの一二の紳士しんし耆老しやうらうを挙あげて国みやこに至いたりて會議くわいぎせしめ、事こと畢おわりて各おのかへり後のちにふたたびまた議ぎして公おほやけに挙あぐるところの人ひとを定さだめ、常つねに甘文好司衙門かんぶんこうしごもん〈ヤクシヨ〉に住とどまつて事ことを弁べんじ、国家こくかもまた給たまふに薪水たきみづを以もつてす。²⁸

巴里満 (Parliament) や甘文好司 (Commons House) などの他にも、議員代表制に関する初歩的な記述がある『海国図志』の本文を、正木は当時の日本人にも分かりやすくルビを振って書き下している。ただし『海国図志』巻33の「英吉利国」本文、およびその和解本においては、議会政治の紹介は見られるものの、議決の方法や代表選出の手続きに関する詳細は書かれていない。むしろその詳細は、魏源も憧憬の眼差しをもって見つめた新興の共和国であるアメリカ編で見られるのである。ところで魏源と同じくアメリカを好意的に捉えたのが、福澤諭吉 (1835年～1901年) である²⁹。

仏蘭西の共和政治はその法律の苛酷なること、当時立君独裁と称したる奥太利よりも尚お甚し。純粹の共和政治にて、事実人民の名代人なる者相会して国政を議し、毫も私もなきは亜米利加合衆国を以て最とす。(『西洋事情』初編卷之一)³⁰

福澤は、「名代人」が私心無く人民の意見を代表して議会政治を行う姿に純粹の共和政治を見出したのであるが、福澤のように渡米して議会政治を視察できたものは稀である。やはり書物によってアメリカのイメージを形成したケースが一般的であろう。1854年に『英吉利国総記和解』と同時に刊行された正木の『美理哥国総記和

²⁸ 引用は早稲田大学図書館所蔵本 (請求記号 ル 08 03044)、三丁裏～四丁表。
²⁹ 言うまでもないが、福澤は、万延元年遣米使節団護衛艦咸臨丸の提督・木村図書喜毅の従者として随行し、実際にアメリカを見聞している。
³⁰ 初編、1866年刊。引用は『西洋事情』(慶應義塾大学出版会、2009年)、p. 15。

解』は、まさに当時の武士階級に広くアメリカの国情を知らしめる役割を果たしたと言えよう。以下、正木の『美理哥国総記和解』において議決の方法や代表選出がどのように紹介されているのか見てみよう。

美理哥国あめりかこくに都城みやこの官やくあり、各部落それのぶらくの官やくあり。各部落それのぶらくの内うちの一しの首領しゆりようあり、一いちの副領ふくりようあり。議擬人員ひようぎするひとのかずは定数さだまりのかずなく、公おほやけに選えらみて事ことを議ぎする者もの或あるは十餘人じゆうあまじゆじんあるひ或あるは數十人すうじゆうにんにして定さだめなし。各省それのせいに一いちの公堂やくしよを設もけおき、首領しゆりよう、副領ふくりよう、および土人事どじんことを議ぎするの所ところとなす。事こと、大小だいしやうによらず必かならず各官それのやくにんの合議ひようぎのあふを須まつて、然しかる後ごに准ゆるし行をこなふ。もし咸みな允なせざれば、また十人じゆうにんの中うち、六人ろくにんの合意ごころのあふあるを須まつて、然しかる後ごに許ゆるし行をこなふ。本省ほんせいの官やくは本省ほんせいの民たみの選えらみ挙あぐるところよれに由みり。都城みやこの内うちは一いちの統領とうりようありて主かしらとなり、一いちの副領ふくりようありて佐そへやくとなる。その正副統領せいふくとうりようもまた各人それのひとの選えら択びに由よれり。每省せいごと二人にを択えらみ、都城みやこのじやうに至いたり合あふて議事閣ぎじかく〈官舎名〉のやくとなす。又また幾人いくほくのひとを選えらみ合あふて選議処せんぎしよ〈官舎名〉のやくとなす。

統領とうりようは毎年それのせい各省うんじやうの餉項いりやうを取のぞき庫くらに貯たくわへ、濫みだりに外ほかに用もちゆることを得えず。毎年まいとしの定例ちやうれいは禄ろく二万五千圓にばんごせんえんを享うける。とし三十五歳さい以上いじやうにあらざると本地あめりかの生まれむまにあらざる者ものとは皆みなこの職やくを任まかせることあたはず。例れいに四年もつを以いちどて一任いつにんとなす。期おほやけみつれば別べつにかわりを選えらみ、もし賢けんじんの代かわるへき者ものなければ、公おほやけに挙あげ、ふたたびまた任まかせらる。もし四年いのかず未いまだ満みたずして、或あるは己おのれの身み没おわるか、或あるは自みづから任つとめを解やめるとなれば、副統領ふくとうりようを以もつてこれあてに当ふくとうりようるなり。副統領ふくとうりようのもの願ねがわざれば議事閣ぎじかくの首かしらを推おしすゝむ。若もしこのものも亦また願ねがわざれば選議処せんぎしよの首かしらを以もつて護まもり理おさめしむ。設終もしつひに人の此職このやくに当あたるを願ねがふものなれば吏政府りせいふ〈官舎名〉文ぶんを各それの部ぶの首領しゆりように移まわし遍あまねく土民たみに示しめして速すみかに挙あげしむるなり。

(中篇、^{ちゅうへん}二四丁表^{にしちようおもて}～^{にごちようおもて}二五丁表)³¹※傍線は大川

州議会や連邦上院(「議事閣」)、下院(「選議処」)、さらに大統領制に関して記述した部分である。『海国図志』本文、さらにそのアメリカ編のもととなったブリッジマン著『美理哥合省国志略』(1838刊)の本文と校勘しても文字(漢語)の異同はないが、先ほど述べたように正木の『美理哥国総記和解』はその和解ルビに独自性がある。注目したいのは、「議擬」「合議」に充てられた「ひょうぎ」というルビである。ほかの箇所でも「会議」には「よりにてひょうぎ」、さらに「公議」には「ただしきひょうぎ」とあり、議会政治は「評議」をベースとしたものであるという理解がここには見られる。そして「評議」によっても全会のコンセンサスを得られない時には、「十人の中、六人の^{うち}合意^{ごうい}ある」と多数決によって決定されることが示されている。議会政治において多数決制が取り入れられたことをはじめて紹介した例と考えられよう。

上記の問題を深く追求したい。まず「評議」について。惣郷正明・飛田良文編『明治のことば辞典』³²の「議員」の項目には、「ヘウギスルヤクニン。議官ニ同。」(『広益熟字字典』1874・明7)、「ヒヤウギノヤク。」(『大全漢語字彙』1875・明8)、「人民ノ総代トナリテ法律ヲ評議スル人ナリ。」(『高等小学校読本』1887・明20)とある。すなわち明治に入っても議員は「評議」を行うという理解がオーソドックスであったということである(ちなみに『大正増補和訳英辞林』・1871年刊のcommitteeは「評定衆」と訳されている)。

3. 投票制度について

続いて大統領を選出する際の投票制度について考えたい。『海国図志』では明記されていないが、『海国図志』と同様に幕末に多大な

³¹ 引用はすべて国立国会図書館所蔵本(上、中、下の全三冊、請求番号W335-29)による。

³² 東京堂出版、1986年。

影響を与えた西洋事情書である禱理哲(Richard Quarterman Way)著・箕作阮甫訓点の『地球説略』(原著1856年刊、訓点本1860年刊)に投票制度についての記述がある。

国無王、有衆統領一職、任牧民之責、其任以四年為滿、至国之律法制度、有各省之智能者、至京城會議之、無專主之事也、統領之職不世及、亦不拘資格、唯択有徳者為之、其択也、前統領任滿、每省推数人至京城、以所推薦者、書其姓名、投於櫃中、畢則啓視、所推最多者為繼焉。(合衆国図説、九三丁裏)³³

記名投票により最多数を獲得した候補者が大統領に選出されることは、万延元年遣米使節団正使・新見正興の従者として随行した仙台藩士の玉蟲左太夫^{やなしげ}誼茂による日記『航米日録』(1860年成立)にも記されている。

初メ花盛頓、衆ト議シテ曰ク、「国ヲ得テ子孫ニ伝フルハ私ナリ、民ヲ牧スルノ任宜シク徳アル者ヲ推シテ之ヲ為サシムベシ」ト。乃チ部ヲ分チ、毎部一正首領一副首領或ハ数副首領ヲ置キ、其他ノ兵刑・賦税・官吏ノ黜陟ヲ司ラシメ、而シテ又一大統領ヲ建テ、其衆部ノ政事ヲ司ラシム、是即チ貌列志天徳ナリ。又副大統領アリテ是ヲ助ク。皆四年ヲ以テ一任トナス。疾病等アレバ一年・二年ニシテ其職ヲ辞ス、賢ナルトキハ復任シテ八年ニ至ル。八年ノ外ハ敢テ留メズ。首領任滿ツレバ副領ヲ推シテ正トナス。副領或ハ人望ニ合ハザレバ郷邑ノ長ヲ撰ビ、各推挙スル所ノ姓名ヲ書シ、堅ク弥封シテ櫃中ニ投ジ、其推挙多キ者ヲ立ツ。(卷五)³⁴ ※傍線は大川

使節団は、1860年閏3月28日に、第15代大統領ジェームズ・ブ

³³ 引用は国立国会図書館所蔵本(請求番号VF6-W22)による。
³⁴ 『日本思想大系 西洋見聞集』(岩波書店、1974年)、p.95。

キャナンと面談しているが、その際に玉蟲は合衆国元首「^{プレジデント}貌列志天徳」の居所であるホワイトハウスが、一般の住居とさほど変わらないこと、またブキャナンに市民が気軽に話しかけ、ブキャナンも対等な立場で応じている様子などに驚嘆している。共和政治については、君主の「私」ではなく国家の「公」から行われる政治形態であり、治者・被治者の区別なく一体となって国内がよくまとまっており、海防に専念できるという極めて高い評価をしている³⁵。こうした共和政治³⁶を支える重要な制度が大統領制であり、投票による公選であったと玉蟲は見ていた。

ただし当時の多くの武士たちは、君主公選制への根強いアレルギーを持っていた。使節団副使・村垣範正の日記（『遣米使日記』、1860年成立）には、「合衆国は宇内一二の大国なれとも大統領は惣督にて四年目毎に国中の入札にて定けるよしなれば（割注略一大川）国君にあらざれど御国書も遣されければ国王の礼を用けるか上下の別もなく礼義は絶てなき事なれば狩衣着せしも無益の事と思はれる。」とある。目付などの一部の幕府役職では「入札」による選出が行われていたが、家格制に基づく選出が一般的であった。当時、「入札」は村方の役職選出や現在にも続く競争入札の方法として、農民や町人に馴染みが深い「決め方」であった³⁷。使節団のなかの保守派を代表する村垣が、「入札」選出の大統領を国君ではないと言い切るのも当時としてはさほど不思議は無い。

それでは election の訳語が現在のように「選挙」になるのはいつ頃なのか。吉野作造の後を継ぎ、明治文化研究会の二代目会長と

³⁵ 「尤貌列志天徳ノ居宅ナレドモ、城郭ヲ経営セズ、他ノ家ニ異ナラズ。唯海岸ノ要地ニ砲ヲ設ケ、此ヲ堅固ニスルノミ。蓋シ花旗国（注一アメリカのこと）ハ共和政事ニシテ一私ヲ行フヲ得ズ。善悪吉凶皆衆ト之ヲ同シ、内乱ハ決シテナキコトスルナリ。故ニ内ヲ守ルハ粗ニシテ、専ラ外寇ヲ防グノミ。」（『航米日録』巻三）

³⁶ 共和政治に対する好意的な玉蟲の態度は、横井小楠のそれに近い。小楠の「公共」概念について、源了圓氏、平石直昭氏、荻部直氏の研究を参照した。

³⁷ 前掲、水谷三公氏の著作の他に、「入札触」を資料として江戸の公共事業の入札を詳らかにした戸沢行夫氏の研究も参照されたい（『江戸の入札事情—都市経済の一断面—』（塙書房、2009年））。

なった尾佐竹猛（1880年～1946年）は以下のように述べている。

現今にては、選挙と投票とは、分離すべからざる概念であるが、其爰に至るまでには幾多用語の変遷があり、始めは選挙とは汎く選ぶといふ意味で、選抜、抜擢等をも指し、必らずしも投票に依るものを、指すに限らなかつたので、投票に依るものは、特に之を明示し『入札（即ち投票）に由る選挙』又は『入札を以て選挙す』といふ用例で、其入札といふものも必ずしも選挙投票に限らず、寧ろ入札といへば主として競売等の場合に、用ひられ居り選挙といひ入札といひ、本来別々の概念であつたが、此二語相合して始めて特種の意味を生ぜしなるが、入札が投票といふ語となりしは、明治八年にて、選挙とは、当然投票に由るものなりとの、意味に確定せしは、明治十一年の府県会規則以降のことである。故に政体書の頃に『選挙』とあるは、選任の意味で貢士には此語を用ひ、今日の選挙の意味に相当する語としては、『公選入札』といふ語を用ひてある。³⁸

尾佐竹の理解を英語との対応を交えて言い換えると、election＝「選挙」となる明治十一年以前は、「選挙」は select, appoint、「入札」は vote, bid の意味であり、election の意味を表す言葉は「入札選挙」「公選入札」であったという。

4. 全会一致の重たさ—むすびにかえて—

それでは多数決制が日本の議会政治に用いられる始原をどこに求めることができようか。ここで重要となるのは、幕末から明治初めにかけての公議所、集議所をめぐる動きであり、山崎有恒氏³⁹によって「欧化急進派」というグルーピングをされた神田孝平、加藤

³⁸ 尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想の研究』（中文館書店、1934年）、pp. 326-327。

³⁹ 山崎有恒「「公議」抽出機構の形成と崩壊」（伊藤隆編『近代日本の再構築』所収、山川出版社、1993年）。

弘之、津田真道らの知識人の言説がとりわけ注目される。言うまでもなく、三者はいずれも明六社会員として明治初期の啓蒙で指導的な役割を果たすが、明六社以前の活動で重要なのは、公議所などの設立過程で立憲政体、議会政治の導入の種を日本に播いたことである。

ところで公議所といえ、1869年3月に新政府によって開設された議事機関（同年7月には規模を縮小し集議院と改称）を一般的には指すが、実は前年の1868年1月に幕府側で「公議所」が作られ、その方式が新政府の公議所にも大きな影響を与えていることが既に稲田正次氏によって指摘されている⁴⁰。幕府側公議所は、鳥羽伏見の敗戦後、1868年1月14日に小川町開成所にて柳川春三らの呼びかけで幕臣・諸藩士の有志が集まり、幕府の今後について会議を開いたのが始まりである。主戦か恭順かをめぐり意見が二分され、会議そのものが決裂することが予想されたので、神田孝平と加藤弘之が会議のルールを予め提示している。神田の提示した「会議法則」⁴¹は全十二ヶ条よりなるが、第三条で議長にあたる「演説方」を選出し、第六条には「次に演説方右書面を声高に読上げ衆中に聞かしむべし。」と出席者に大きな声量で分かりやすく話すことや、議論においては、第七条「衆中異説之者は之を論難すべし。其節演説方其返答すべし。返答し難き義は説を立て候者え承糺すべし。」と現在の討論に近い方式を採用するなど西洋議会政治を意識しているのが看取できる。就中、興味深いのは、第八条「双方之意味行違ひ一致し難き節は（入札之法を以て）衆説に随ふべし。但任選（等の事）は入札を以て定むべし」という条文である。カッコ内は削除された部分であるが、神田には、役職任選についてだけでなく、議決を多数決制によって行うべきと考えたふしがあった。なお加藤も「会議法之

⁴⁰ 稲田正次『明治憲法成立史』上（有斐閣、1960年）。なお幕府側と新政府側の公議所の変遷に関しては、寺島宏貴「「公議」機関の閉鎖—新旧「公議所」と集議院—」（『日本歴史』786号、2013年）が詳しい。

⁴¹ 稲田正次『明治憲法成立史』上、pp. 38-39。

愚按」⁴²を提出し、議長にあたる「言官」を入札によって選出することや、衆議の一致を見ないときは3分の2以上の同意で議決することを提示している。

さて上記から、ただちに明治元年頃にはすでに多数決投票制による議決が洋学系知識人に定着していたかという結論を導くならば、それは早計であろう。神田が1868年1月に作成した「会議法則」において、「入札之法」による議決を削除していたことにふれたが、そこには多数決制に対する神田の距離感があったと考えられる。その証左として同年4月27日に神田が『中外新聞』に発表した「江戸市中改革仕方案」を示したい。

扱其改革の趣意は第一江戸市中の智恵と力とを集むるを肝要とす。これを集むるの法は総代会議の法を設くるにあり。今試みに其法を論ぜば先江戸市中を二十組程に分ち各組の中にて地面持ばかり相集まり、入札の法にて誠実才能ある者二人を選び、是を組中の総代として奉行所に差出すべし。左すれば奉行所にては江戸中組々より出る総代人凡そ四五十人も集まるべければ一大席を設けて集會せしむべし。是れ即ち総代会議所なり。次に会議の法は、すべて奉行の存意にても、総代人の中より申出したる事にても、又は市中の者より申立つる事にても、一応必ず奉行の手より総代会議に渡して其評議に懸け一統承知の趣評決連印の上にあらざれば之を市中に施し行ふべからず。且つ何事にもよらず会議にて可然と評決せば先例無き事にても之を行ふべし。又然るべからずと評決せばたとへ旧来の仕来たりと雖直に之を廃止すべし。⁴³※傍線は大川

最高意志決定機関としての「総代会議所」を置き、先例、旧例よ

⁴² 稲田正次『明治憲法成立史』上、pp. 39-40。

⁴³ 引用は『綱川家文書』80所収、JAIROよりダウンロード。
<http://uair.lib.utsunomiya.ac.jp/dspace/bitstream/10241/3765/1/tsunakawa080.pdf>

り「会議」が優先されることなどが盛り込まれた、進取に富んだ文章であるが、注意すべきは、多数決制はまだ不定着であり、「一統承知」すなわち全会一致が「決め方」の根幹に置かれている点である。

幕末明治における「公議」研究で画期的な研究を近年提出した奈良勝司氏によれば、多数決原理が議会論において幅を利かすようになるのは、明治六年の政変から翌年の民撰議院設立の建白書提出に至る時期であり、「至当性」を振り翳す政府に対して、多数決制を原理として「衆議」による巻き返しを図る下野参議らの在野勢力という分裂構図が背景にあったという⁴⁴。元田永孚の立憲政体論について池田勇太氏がつぶさに論じたように、「公論」と「衆議」を峻別し、前者の最終的な裁定者として天皇を置く議会論もこのくらいの時期から見られるようになる⁴⁵。

アメリカの議会政治の紹介によって、多数決制が日本に紹介されたものの、君主公選制へのアレルギーは依然として強く、また代議制に関しても、民意の代表、集約より議事機能に力点が置かれて理解された。公議所設置に大きな役割を果たした西洋通の神田孝平も、先例、旧例ではなく「会議」を意志決定において重視する斬新な案を提出するが、多数決制ではなく全会一致による決定のみ正当性を有すると考えた。

「民主主義的決め方＝多数決制」という等式にならずでしまった私たちにとっては、未成熟な、あるいは「遅れた」議会制度のように思えるかもしれない。しかしステークホルダー全員のコンセンサスを得るために、アカウントビリティの誠実な履行や、事前調整もふくめ念入りな熟議（deliberation）がおこなわれる可能性を日本の議会政治が有してきたのも事実である。多数の暴政への危険性を常にはらむ多数決制に「公正な方法」としての全幅の信頼を寄せるか、はたまた一歩間違えれば全体主義的独裁制の手段となりかねな

⁴⁴ 奈良勝司「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」—衆論・至当性・対外膨張—」（『日本史研究』618、2014年）。

⁴⁵ 池田勇太「公議輿論と万機親裁—明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚—」（『史学雑誌』115(6)、2006年）。

い全会一致制にそれでも熟議への望みを掛けるかは、日本の議会政治、民主主義に突きつけられた重たい課題である⁴⁶。

追記

なお本稿は淡江大学日本語文学系主催国際シンポジウム「移動の中の「日本」—空間・言語・記憶」での発表と2015年10月18日に早稲田大学を会場に開催された日本思想史学会大会でのパネルセッション（「幕末明治の「アメリカ」受容」）での発表をもとにしている。貴重な機会を賜った淡江大学の先生方、ならびに両会場にいらっしやった多くの先生方から有益なご意見を賜った。この場を借りて心より御礼申し上げます。

参考文献など

日本語文献

青地林宗『輿地誌略』（1826年成立）（国立国会所蔵本、請求番号：寄別14-1）

阿川修三「『海国図志』と日本—塩谷世弘、箕作阮甫の訓点本について—」（『言語と文化』23、2011年）

同「『海国図志』と日本—その2—和刻本、和解本の書物としての形態とその出版意図について—」（『言語と文化』24、2011年）

鮎澤信太郎・大久保利謙編『鎖国時代—日本人の海外知識』（乾天社、1953年）

新井白石『西洋紀聞』（1715年成立）（『日本思想大系—新井白石』所収、岩波書店、1975年）

池田勇太「公議輿論と万機親裁—明治初年の立憲政体導入問題と元田永孚—」（『史学雑誌』115(6)、2006年）

稲田正次『明治憲法成立史』上（有斐閣、1960年）

禔理哲（Richard Quarterman Way）著・箕作阮甫訓点『地球説略』（原著1856年刊、訓点本1860刊）（国立国会図書館所蔵本（請求番号VF6-W22）

大川真「吉野作造の「民本主義」再考—吉野の考える民衆の政治参加とは—」（『FORUM OPINION』23、2013年）

尾佐竹猛『維新前後に於ける立憲思想の研究』（中文館書店、1934年）

勝俣鎮夫『一揆』（岩波新書、1982年）

加藤弘之「会議法之愚按」（1868年成立）（稲田正次『明治憲法成立史』上所収）

荻部直『光の領国—和辻哲郎』（初版、創文社、1995年。のちに岩波現代

⁴⁶ 本稿で強調している通り、今日では代表制そのものが問われる事態となっているが、制度や技術レベルに止まるのではなく、代表制の思想内容にまで踏み込んだ研究として、早川誠『代表制という思想』（風行社、2014年）がある。

文庫、2010年)
神田孝平「会議法則」(1868年成立)(稲田正次『明治憲法成立史』上所収)
同「江戸市中改革仕方案」(『中外新聞』18号、1868年成立)(『綱川家文書』80所収、JAIROよりダウンロード)
倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、1997年)
呉座勇一著『一揆の原理—日本中世の一揆から現代のSNSまで—』(洋泉社、2012年)
坂井豊貴『多数決を疑う—社会的選択理論とは何か』(岩波新書、2015年)
白井厚『社会思想史断章』第二章「民主主義という訳語について」(日本経済評論社、1989年)
砂原庸介『大阪—大都市は国家を超えるか』(中公新書、2012年)
清田義英『日本法史における多数決原理』(敬文堂、1971年)
関晃「大化前後の大夫」(『山梨大学学芸学部研究報告』10、1959年)
惣郷正明・飛田良文編『明治のことば辞典』(東京堂出版、1986年)
谷口知子「『美理哥合省国志略』と『海国図志』—国政の訳語とその変遷—」(『関西大学中国文学会紀要』24号、2003年)、同「『海国図志』—四洲志』に見られる新概念の翻訳—原書との対照を通じて—」(『或問』81、2008年)
玉蟲左太夫誼茂『航米日録』(1860年成立)(『日本思想大系 西洋見聞集』、岩波書店、1974年)
寺島宏貴「『公議』機関の閉鎖—新旧「公議所」と集議院—」(『日本歴史』786号、2013年)
戸沢行夫『江戸の入札事情—都市経済の一断面—』(塙書房、2009年)
中田薫「デモクラシーと我歴史」(『中央公論』1919年5月)
野口忠彦「『民主々義』は適訳か—「デモクラシー」訳語考序説」(1)~(4)、(拓殖大学政治経済研究所編『政治・経済・法律研究』12(1)(2)、13(1)(2)、2009~2011年)
同「訳語「民主主義」使用の一般化」(『政治・経済・法律研究』16(1)、2013年)
奈良勝司「近代日本形成期における意思決定の位相と「公議」—衆論・至当性・対外膨張—」(『日本史研究』618、2014年)
狭間直樹「『民主』とデモクラシー」(京大広報619、2007年)
早川庄八『天皇と古代国家』(講談社学術文庫、2000年)
早川誠『代表制という思想』(風行社、2014年)
尾藤正英『江戸時代とは何か—日本史上の近世と近代—』(岩波書店、1992年)
福澤諭吉『西洋事情』(初編、1866年刊。慶應義塾大学出版会、2009年)
穂積重遠『法窓夜話』(有斐閣、1916年)
本多利明『西域物語』(1798年成立)(『日本思想大系 本多利明・海保青陵』所収、岩波書店、1970年)
正木雑窓(篤)『美理哥国総記和解』(1854年刊)(国立国会図書館所蔵本、全三冊、請求番号W335-29)
同『英吉利国総記和解』(1854年刊)(早稲田大学図書館所蔵本(請求記号ル08 03044))
美川圭『院政の研究』(臨川書店、1996年)

水谷三公『江戸は夢か』(筑摩書房、1992年)
三谷博『明治維新とナショナリズム—幕末の外交と政治変動—』(山川出版社、1997年)、同編『東アジアの公論形成』(東京大学出版会、2004年)
源了圓「東アジア三国における『海国図志』と横井小楠」(『季刊日本思想史 近代日本と東アジア』60号、2002年)
宮地哉恵子「『ゼオカラヒー』から『海国図志』へ—舶載書籍による西欧政治制度紹介—」(『歴史学研究』623号、1991年)
村山皓「政策システムにおける説明責任」(『立命館法学』333・334、2010年5・6月)
山崎有恒「『公議』抽出機構の形成と崩壊」(伊藤隆編『近代日本の再構築』所収、山川出版社、1993年)
吉田徹『ポピュリズムを考える—民主主義への再入門』(NHKブックス、2011年)
吉野作造「憲政の本義を説いて其有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』1916年1月号)
同「民本主義の意義を説いて再び憲政有終の美を済すの途を論ず」(『中央公論』1918年1月号)
渡辺浩「『進歩』と『中華』—日本の場合」(溝口雄三ほか編『アジアから考える』5所収、東京大学出版会、1994年)

英語文献

Bell, Daniel. A, *East meets West : human rights and democracy in East Asia*, Princeton University Press, 2000
ダニエル・A・ベル著、施光恒・蓮見二郎訳『「アジア的価値」とリベラル・デモクラシー—東洋と西洋の対話—』(風行社、2006年)
Fukuyama, Francis, *The Origins of Political Order: From Prehuman Times to the French Revolution*, Macmillan, 2011
フランシス・フクヤマ著、会田弘継訳『政治の起源』上下(講談社、2013年)
Keane, John, *The Life and Death of Democracy*, Simon and Schuster, 2009
ジョン・キーン著、森本醇訳『デモクラシーの生と死』上下(みすず書房、2013年)
Tierney, Brian, *Religion, Law, and the Growth of Constitutional Thought 1150-1650*, Cambridge Univ. Press, 1982
ティアニー著、鷺見誠一訳『立憲思想』(慶応通信株式会社、1986年)
Tocqueville, Alexis Charles Henri Maurice Clérel de, *De la démocratie en Amérique*, Paris: Michel Lévy, 1835, 1840
トクヴィル著、松本礼二訳『アメリカのデモクラシー』(上)(下)(岩波文庫、2005、2008年)。

※2015年12月30日受理